

改正案

現行

<p>目次 前文 第一章・第二章（略） 第三章 議会運営の原則等（<u>第六条</u> <u>第七条</u>） 第四章～第十章（略） 附則</p>	<p>目次 前文 第一章・第二章（略） 第三章 議会運営の原則等（<u>第六条</u>・<u>第七条</u>） 第四章～第十章（略） 附則</p>
<p>（基本方針） 第三条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 二～四（略） （議員間討議） 第十五条 議員は、議会の権能を發揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに<u>第十三条及び第十四条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。</u></p>	<p>（基本方針） 第三条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 二～四（略） （議員間討議） 第十五条 議員は、議会の権能を發揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに<u>前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。</u></p>
<p>2 （略） （<u>政務活動費</u>） 第十七条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するために<u>政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。</u></p>	<p>2 （略） （<u>政務調査費</u>） 第十七条 会派及び議員は、調査研究に資するために<u>政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。</u></p>
<p>2 <u>政務活動費</u>に関しては、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>2 <u>政務調査費</u>に関しては、別に条例の定めるところによる。</p>